



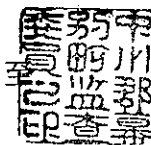
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年12月17日

幕別町監査委員 八重柏 新



幕別町監査委員 藤谷 謹



定期監査結果報告書（公営企業会計）の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、公営企業会計に係る令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書（公営企業会計）

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの水道事業会計・下水道事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査を行った。

担当部局 建設部水道課

2 監査の期間

令和6年11月12日（火）から令和6年12月11日（水）まで

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料並びに提示のあった関係書類及び会計帳簿等に基づいて、照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、当事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、必要と認めた監査手続を幕別町監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、担当部局における財務に関する事務は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されているものと認められた。また、経営に係る事業の管理状況についても、適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の結果と所見については下記のとおりである。

記

1 収入未済金対策について

(1) 水道事業会計

本年度上半期の収益的収入は381,433千円、収益的支出は155,054千円で、経常利益は226,379千円となっている。

現年度分の水道使用料の収納率は66.24%(前年同期67.46%)で前年より低下している。

簡易水道使用料の収納率は64.93%(前年同期48.21%)で前年より上昇しているが、令和6年度から公営企業会計に移行したことに伴う打ち切り決算により、出納整理期間の使用料が収入されたことに伴い、上半期の収納率が上昇している。

社会情勢、経済状況などによる徴収の難しさは引き続き継続するものと思われるが、使用料の公平負担の観点からも、現年度分や滞納繰越分の収入未済金の回収に引き続き努力されたい。

また、今後も老朽施設の維持や改修等により、厳しい経営が続くものと思われるので、経営状況の的確な把握と効率的な事業運営に努められたい。

(2) 下水道事業会計

本年度上半期の収益的収入は545,105千円、収益的支出は155,547千円で、経常利益は389,558千円となっている。

現年度分の下水道使用料の収納率は65.65%(前年同期49.72%)、個別排水処理施設使用料の収納率は64.47%(前年同期50.99%)、農業集落排水使用料の収納率は68.15%(前年同期52.00%)といずれも前年より上昇しているが、令和6年度から公営企業会計に移行したことに伴う打ち切り決算により、出納整理期間の使用料が収入されたことに伴い、上半期の収納率が上昇している。

社会情勢、経済状況などによる徴収の難しさは引き続き継続するものと思われるが、使用料の公平負担の観点からも、現年度分や滞納繰越分の収入未済金の回収に引き続き努力されたい。

また、今後も老朽施設の維持や改修等により、厳しい経営が続くものと思われるので、経営状況の的確な把握と効率的な事業運営に努められたい。